

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (年月日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
イエメン	ノクム道路建機センター機能強化計画のための贈与に関する日本国政府とイエメン共和国政府との間の交換公文	ノクム道路建機センター機能強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	707,000千円 H25.5.31まで	H22.4.28 サヌアで (同日)	日本側 難波充典在イエメン大使 イエメン側 アブドルカリーム・イスマエール・アールニアルハビー経済担当副首相兼計画・国際協力大臣	H22.5.18 249号
イエメン	地方給水整備計画のための贈与に関する日本国政府とイエメン共和国政府との間の交換公文	地方給水整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,594,000千円 H27.12.31まで	H22.5.17 サヌアで (同日)	日本側 難波充典在イエメン大使 イエメン側 アブドルカリーム・イスマエール・アールニアルハビー経済担当副首相兼計画・国際協力大臣	H22.5.27 263号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。